

平成28年度 地域ケアプラザ事業報告書

1 施設名

寺尾地域ケアプラザ

2 事業報告

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなったのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

1) 地形的な課題

鶴見区の中央部から北西部にわたって、坂道が多く、高齢者や障害者の外出が困難な地域があるため、協議体を開催し、東台自治会の出張販売の支援や別所自治会において、買い物支援についての話し合いなどを行いました。

2) 横のつながりの課題

ボランティア感謝会や会場利用団体懇談会、あいねっと地区懇談会等を通じて横のつながりの構築に努めました。

3) 人材不足・社会参加の課題

ボランティア団体の支援や広報によるボランティア募集等で人材の発掘等に努めました。

4) 高齢化の課題

要介護状態を予防するために、体操教室等、介護予防を目的とした取り組みを行いました。介護者教室では、介護者の知識の向上と情報交換を目的に取り組みました。また認知症の理解及び認知症に優しい地域を作るために、認知症サロンを実施しました。

5) 障害児・者の課題

障害者余暇支援活動「夜カラ」を通じ、障害児・者と家族の支援及び啓発活動を行いました。

6) 子育て世代の課題

「さんかく広場」等の事業を通じ、子育て世代の支援を行いました。また、子育て支援ボランティア団体「S☆MAP」とも連携を行いました。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

開所して20年以上たち、経年劣化による施設設備等の修繕等が多くなり、下記のとおり、適正な維持管理に努めました。

1) ご利用者が安心して安全に施設利用が出来るように、設備の維持管理を行いました。保守点検業者の選定には、入札等適正な方法にて、質の担保と経費節減を行いました。

2) 点検等により、修繕の報告が上がった時は、適正に迅速に対応しました。

3) 閉館時には、館内点検を目視で行い、異常等を発見した場合は、適正に対応しました。

イ 効率的な運営への取組について

常にエコ活動に努め、無駄をなくしエネルギー等の節減に努めました。指定管理者として地域ケアプラザを運営する役割を認識し、限られた予算内で適正に運営できるように、留意し効率的な経営を行いました。

ウ 苦情受付体制について

- 1) 市社協苦情解決規則に則り、苦情はその内容・大小如何に関らず、「利用者の声・願い」と真摯に捉えて、サービスの質の向上につなげました。
- 2) 一次対応として、苦情受付担当者→実務責任者(所長)、二次対応を市社協所管部長、三次対応を苦情解決推進チーム→苦情総括責任者という流れで苦情解決にあたりました。
- 3) 常勤職員は、市社協で実施する苦情解決研修への参加を義務付けました。
- 4) 市社協苦情解決調整委員会(第三者委員)のメンバーである福祉・法律・人権の専門家からの助言も適宜いただきながら、適切な対応とサービスの改善に努めました。
- 5) 市社協に寄せられた苦情について各職場でその対応策について検討し、改善策を協議しました。

エ 緊急時(防犯・防災・その他)の体制及び対応について

施設内、市社協内並びに関係行政との緊急時連絡体制を確立し、公共施設としての災害時の対応や防災・防犯の予防に取り組みました。

- 1) 緊急時連絡体制のため携帯電話(PHS)を常時、管理職が携帯し緊急時に対応しました。
- 2) 年2回、防災・消火・避難訓練を実施しました。また、「特別避難場所開設訓練」を初めて区役所と連携して実施しました。
- 3) 地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会(以下、地区民児協)、地区社会福祉協議会の定例会や総会および地域行事に参加して、地域団体との交流を積極的に図り「顔の見える関係づくり」「協力体制」を構築しました。
- 4) 利用者懇談会等を活用して会場利用時の緊急時の対応について周知しました。
- 5) 災害時の特別避難場所としての役割を認識し、防災備蓄物資を適正に管理しました。
- 6) 法人内で事業継続計画(BCP)を作成し、不測の事態に備えました。

オ 事故防止への取組について

法人全体で事故・ヒヤリハットを集計・分析して市社協内の幹部会で報告し共有を図りました。その結果を受けて、施設内で、事故分析・再発防止に向けた対応策を職員一人ひとりが考え・提案し、職場内で共有して事故防止に役立てました。

- 1) 事故や感染症の発生、職員の労災、火災発生等がゼロであることを目指して施設全体で「リスクマネジメント」の取組みを行いました。
- 2) 各種マニュアルを整備して、職員全体会議などを活用したマニュアルの確認・点検作業を実施しました。マニュアルも年1回更新作業を行いました。
- 3) 日々のヒヤリハットも含めたリスクの分析と防止策を毎月の定例会議等で検討し体制の見直しを行いました。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

市社協の「保有する個人情報の保護に関する規程」に則り、適切に取り扱いました。また、「地域ケアプラザ等における個人情報の取扱基準」に示された具体的な取り扱い方法に準拠して適切に取り扱いました。個人情報が含まれる文書等は施錠管理を徹底し、閉館時に鍵のチェックを行いました。

- 1) 個人情報が含まれる文書等は必要時以外の外部持ち出し、机上放置をしないように取組みました。
- 2) 訪問等の個人情報の外部持ち出しに際しては、訪問先から職場への直帰厳禁、自転車の荷物かごには盗難防止カバーをかぶせる、自転車・自動車のシートへの置き忘れをしないなど基本的な注意を怠らないよう細心の配慮を心がけました。
- 3) 守秘義務について、全職員が市社協職員就業規程を遵守しました。
- 4) 定期的に職員研修を実施して、職員一人ひとりの意識向上を図りました。
- 5) 個人情報を送付・FAX送信する場合は、ダブルチェックを徹底しました。また、いつだれがどこへ送付したか記録を取りました。

キ 情報公開への取組について

情報公開の申請はありませんでしたが、市社協の「保有する情報の公開に関する規程」に準拠し取組みました。

- 1) 保有する文書（電子媒体を含む）を対象とし、文書に個人情報や法令等の規制で公開できない情報など開示できないものを明確にしました。
- 2) 公開に際しては、個人の不利益にならないこと・責任者の判断を得ること等を徹底しました。
- 3) 窓口に閲覧用の予算・決算書、個人情報取扱業務概要説明書等、情報公開資料を随時設置しました。また、見やすく分かりやすい施設概要やサービス内容についての広報資料を設置して常に最新の情報が提供されるよう更新しました。

ク 人権啓発への取組について

職員に対しては、年1回全体職員会議の中で、職員一人一人が、人権に対して意識し考えられるように人権に対する研修を実施しました。また、地域に対しても人権に対する講座や、様々な事業の中で、意識啓発に取り組みました。

ケ 環境等への配慮及び取組について

ヨコハマ 3R 夢に基づき、利用者のゴミ持ち帰りを徹底して、ゴミの小量化・再資源化を心掛けました。

また、水光熱費の削減のため、未使用の部屋の消灯や節水に努め、クールビズ・ウォームビズに取り組みました。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

管理者	1名（常勤保健師・兼務）
社会福祉士	1名（常勤・兼務）
主任介護支援専門員	1名（常勤・兼務）

《目標》

包括内で毎月カンファレンスを開催して、状況把握をし、利用者の実生活に則した目標指向型プランの実践とよりよいプランの作成について話し合いました。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

実費負担はありません。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ケアマネジャーや民生委員にインフォーマルサービスの紹介を継続して行い、介護保険外のサービスの提案を行いました。
- 委託ケアマネジャーにサービス担当者会議等で、その人らしい自立支援の観点にたった助言や提案をしました。

《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
133	136	132	134	139	141
10月	11月	12月	1月	2月	3月
135	132	130	132	131	132

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

管理者 1名（常勤兼務）
 介護支援専門員 5名（常勤2名・非常勤3名）

《目標》

・利用者の個別性を尊重し、個々にニーズに添ったケアマネジメントに努めました。
 また、ケアプラザの居宅介護支援事業所という特質を生かし、地域包括支援センター等、関係機関との連携や地域性・地域力の活用等も視野に入れ、総合的かつ効果的な居宅サービス計画書作成を行いました。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●実費負担の実績はありませんでした。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

ご利用者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるように、各介護支援専門員が個性の大切さを理解し、包括支援センターや地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターとも連携し、インフォーマルサービスを取り入れた、居宅サービス計画書の作成を心がけました。

《利用者実績》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
129	134	142	140	146	151
10月	11月	12月	1月	2月	3月
151	154	161	155	143	152

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

通所介護計画に沿って、次のサービスを提供しました。

- ・生活指導（相談援助等）
- ・個別機能訓練（日常動作訓練）
- ・介護サービス
- ・健康状態の確認
- ・送迎
- ・給食
- ・入浴

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- ・1割負担分

（要介護1）614円 （要介護2）725円 （要介護3）837円
 （要介護4）948円 （要介護5）1,060円

- ・加算費用（日額）

①入浴加算：54円 ②中重度ケア体制加算：49円

③体制強化加算 I イ 20円

④介護職員処遇改善加算：所定単位数に1,000分の40を乗じた単位数を加算

- ・食事負担 750円

・通常のレクレーション以外に行う特別な行事 実費食事負担

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 10 : 15 ~ 15 : 20

業務日	毎日 ※年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業
業務時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前10時15分から15時20分まで

※：道路事情等により、送迎時間が多少前後する場合があります。

※：台風、降雪等により、ご利用者及び送迎の安全確保が困難であるときは、臨時休業又はサービス提供時間の短縮をすることがあります。

この場合、ご利用者又はご家族に事業者から速やかにご連絡します。

《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）
- 生活相談員 3名（常勤兼務）
- 看護師 6名（非常勤・兼務）
- 介護職員 16名（常勤3名・非常勤兼務13名）
- 機能訓練指導員 6名（非常勤・兼務）

《目標》

個々に応じた自立支援をめざし、在宅生活が継続できるようサービスの質の向上につとめてきました。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

可能な限り住み慣れた地域の中で、自立した日常生活を営むことができるよう楽しみながらも心身の活性化に繋がるように、アクティビティ、趣味活動の実施に努めました。利用者の暮らしを支えるため、各事業所や地域の方と連携し支援をしてきました。また、身体機能を維持出来るよう機能訓練等の継続したケアを行って参りました。

《利用者実績（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
754	781	759	771	815	754
10月	11月	12月	1月	2月	3月
797	678	699	638	633	688

● 介護予防通所介護事業 ・ 第 1 号通所事業

《提供するサービス内容》

通所介護計画に沿って、次のサービスを提供しました。

- ・生活指導（相談援助等）
- ・個別機能訓練（日常動作訓練）
- ・介護サービス
- ・健康状態の確認
- ・送迎
- ・給食
- ・入浴

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- ・ 1 割負担分
- （要支援 1） 1,766 円 （要支援 2） 3,621 円

- ①生活機能向上グループ活動 108 円
- ②運動機能向上 242 円
- ③体制強化加算 I イ（要支援 1）78 円 （要支援 2）155 円
- ④介護職員処遇改善加算：所定単位数に 1,000 分の 40 を乗じた単位数を加算

- ・ 食事負担 750 円
- ・ 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事 実費食事負担

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 10：15 ～ 15：20

業務日	毎日 ※年末年始（12月29日から1月3日まで）は休業
業務時間	午前9時から午後5時まで
サービス提供時間	午前10時15分から15時20分まで

- ※：道路事情等により、送迎時間が多少前後する場合があります。
- ※：台風、降雪等により、ご利用者及び送迎の安全確保が困難であるときは、臨時休業又はサービス提供時間の短縮をする場合があります。この場合、ご利用者又はご家族に事業者から速やかにご連絡します。

《職員体制》

- 管理者 1 名（常勤兼務）
- 生活相談員 3 名（常勤兼務）
- 看護師 6 名（非常勤・兼務）
- 介護職員 16 名（常勤 3 名・非常勤兼務 13 名）
- 機能訓練指導員 6 名（非常勤・兼務）

《目標》

個々に応じた自立支援をめざし、在宅生活が継続できるようサービスの質の向上に努めました

《その他（特徴的な取組、PR等）》

可能な限り住み慣れた地域の中で、自立した日常生活を営むことができるよう楽しみながらも心身の活性化に繋がるように、アクティビティ、趣味活動の実施に努めました。利用者の暮らしを支えるため、各事業所や地域の方と連携し支援をしてまいりました。また、身体機能を維持出来るよう機能訓練等の継続したケアを行いました。

《利用者実績（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
13	14	14	15	14	13
10月	11月	12月	1月	2月	3月
13	12	12	12	11	13

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

地域ケアプラザは地域の身近な相談窓口として、来館される相談者の相談を受け止め対応しました。専門的な相談においては、区役所や医療機関等、関係機関と連携しました。地域にある様々な情報においては、情報を収集し整理をして、相談者に対して、必要な情報が届くようにしました。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携(生活支援体制整備事業も含む)

地域活動交流部門・地域包括支援センター部門・生活支援体制整備部門・居宅介護支援部門・通所介護部門の5部門が、それぞれの強みを生かしながら、地域の課題に対してチームアプローチを行いました。月1回程度、5部門会議や職員会議を行い、その中で、情報を共有し連携を強化し地域支援をしてきました。地域の社会資源などは、各部門バラバラで持っていましたが、一つにまとめ、各部門が活用できるように整理しました。平成29年度にはさらに使用しやすいように整理していきます。

3 職員体制・育成

- 1) 市社協の人事制度（公募・内部登用）を積極的に行い、適正な職員採用を行いました。
- 2) 資格要件等の配置基準を遵守するため、年に1回資格証の確認を行い、適正な職員配置を行いました。
- 3) 職員育成に関しては、人材育成計画ならびに施設の研修計画に基づき、階層別・職種別研修を実施しました。
- 4) 市社協作成の「求められる職員像」を基に、専門職において、毎年振り返りを行い、スキルの向上を図りました。
- 5) 常勤職員においては、期初・期中・期末に、非常勤においては、期末に管理職と面接を行い、業務の目標設定と振り返りを実施しました。
- 6) 公正・中立の確保の為、相談者や利用者には幅広い情報提供を行い、自己決定できるように、特徴を踏まえた丁寧な説明を行いました。

4 地域福祉のネットワーク構築

寺尾地区及び寺尾第二地区には平成16年度福祉重点地区指定を受け誕生した「寺尾地区福祉のまちづくり推進協議会（通称：福まち）（以下、福まち協議会）」を通じて、自治会をはじめ、地区社協・民生委員児童委員協議会・活動ホーム・中学校・高等学校・ボランティア団体・企業・警察・消防等々、地域をより良くしていくためのネットワークを構築し地域づくりに取り組みました。「鶴見・あいねっと（鶴見区地域福祉保健計画）」と連携してふんわりとしたつながりでこの町に福を呼び込む地域福祉の推進役となりました。福まち協議会の方向性を尊重しつつ、ケアプラザで把握している地域課題とすり合わせながら地域の課題解決に取り組みました。

5 区行政との協働

- 1) あいねっと地区別支援チームの一員として区行政と連携しながら、住民主体の地区別計画を推進しました。
- 2) 区担当のソーシャルワーカー・保健師等と定期的なカンファレンス・情報交換を行い困難ケースの対応をしました。
- 3) 災害ボランティアネットワークの会員として行政・区社協・区内地域ケアプラザと連携して有事に備えました。1月には災害ボランティアセンター立ち上げ訓練にも参加し、関係機関との連携を強化しました。
- 4) 今年度初めて、特別避難場所開設訓練に参加し、開設におけるイメージを持つことが出来ました。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

1) 情報収集

- ①地域の行事や福祉活動に出席させていただき情報収集しました。
- ②各連絡会、会議などの日常的な交流から情報収集を進めました。
- ③地域アセスメントシートを利用し、情報収集活用を図りました。
- ④インフォーマルサービスなど、既に収集している各部門の情報を集約し、整理しました。

2) 情報提供

- ①広報紙・チラシ・パンフレット等、手段の多様化を図り伝達をしました。
- ②活動団体連絡会を開催し、情報交換やお互いの活動内容の理解をすすめ、担い手や参加者の増員を目指しました。
- ③整理した情報は、誰もが見やすい冊子等にまとめ、地域や各種団体へも情報を提供しました。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- 1) 多目的ホール・調理室・ボランティアルーム・地域ケアルームのそれぞれの部屋を地域の福祉保健活動団体に利用して頂き、活動していただきました。
- 2) 地域ケアプラザにおける事業を福祉保健活動団体と共催で行うことで、活躍の場の提供、相互の連携を図りました。
- 3) 寺尾地区の福祉保健活動団体への優先貸出を行うことで、安定した福祉保健事業を行う場を提供しました。
- 4) 貸館の利用向上や福祉保健活動団体増加のため、広報紙やパンフレットに「貸館利用の案内」を掲載しました。

3 自主企画事業

寺尾地区及び寺尾第二地区のニーズや現状に即した自主事業を、地区内の関係団体関係組織と協力・連携して年間を通して実施しました。

- 1) 高齢者ミニデイサービス「めがねばし会」
(ボランティアグループ「ひびきの会」共催)
- 2) 高齢者お茶のみサロン「チャオ!めがねばし会」
(ボランティアグループ「ひびきの会」共催)
- 3) 配食サービス「キッチンさくらんぼ」(キッチンさくらんぼ共催)
- 4) 配食サービス「配食ほほえみ」(ほほえみ共催)
- 5) 高齢者サロン「てらお なごみ亭」(寺尾地区老人クラブ連合会 共催)
- 6) 障害児余暇支援事業サマーフレンド 2016
- 7) 障害児余暇支援事業のんびりヨガ (新)
- 8) 障害者余暇支援事業「てらおよるカラクラブ」(寺尾センター・区社協共催)
- 9) 子育て支援事業 さんかく広場
- 10) 子育て支援事業 笑顔いきいき Moms&Kids
- 11) 子育て支援事業 よつばのクローバー (よつばのクローバー実行委員会 共催)
- 12) 子育て支援事業 うまたのキッズクッキング (新)
- 13) 歌声サロン (上期・下期 各4回 計8回)
- 14) 広報紙「めがね橋新聞」発行 (偶数月発行)
- 15) 寺尾地区福祉のまちづくり推進協議会 代表者会・運営委員会・作業部会
- 16) 寺尾地区福祉のまちづくり推進協議会 各プロジェクト
- 17) あいねっと各グループ (てらお♥憩いの場、てらお地域情報局、てらお◇お手伝い部隊)
- 18) 施設利用マニュアル説明会
- 19) 感謝会
- 20) 福祉教育 (随時)
- 21) 夜店大会
- 22) めがね橋まつり (福まち協議会 共催)

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- 1) 安定した活動の為の環境づくりと、モチベーション維持の支援を心掛けました。
- 2) 日頃からのコミュニケーションを大切に、活動の中で、疑問や負担などを、ボランティアが抱え込まないように、悩みが話せるような関係づくりを目指しました。
- 3) ボランティアの活動紹介や情報交換会等は開催できませんでしたが、ボランティア感謝会等を通じて、意見交換を行いました。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

- 1) 地域の身近な相談窓口として、誰もが気軽に立ち寄れるプラザを目指し、包括支援センターの周知を、地域行事や、地域福祉活動等に出向き、行いました。
- 2) インテークにとどまらず、継続的な支援体制を確立し、定期的な安否確認（お元気コール）を継続することで、相談者の状態把握に努めました。
- 3) 地区民児協や自治会からの地域情報を基に、ケアプラザ内で把握しきれていないケースを発掘・共有し、相談・訪問活動につなげました。

地域包括支援ネットワークの構築

- 1) 地区民児協や寺尾地区連合会に積極的に参加し、地域の各種団体とのネットワークを構築しました。
- 2) つばさネットや、福まち協議会を通じて、各種関係機関や、団体とのネットワークを構築しました。

実態把握

- 1) 地区民児協や寺尾地区連合会の会議に参加し、地域の課題やニーズについて地域の声を直接確認することができました。
- 2) 配食サービスや福まち・あいねっとのメンバーの方から地域情報を把握するとともに、対象者の状況把握を行いました。
- 3) 各種講座の際、アンケートなどを活用し、地域の実態把握や興味あることを探り、講座等の企画をし、開催しました。

2 権利擁護

権利擁護

- 1) 馬場地域ケアプラザと共催で講座「今日から始める終活 エンディングノートを書いてみよう!」を開催し、エンディングノートの書き方や成年後見制度について普及啓発しました。
- 2) 近隣で起きている消費者被害が拡大しないように、定期的に広報紙や詐欺被害情報を掲示し、注意喚起を呼びかけました。生活安全課の方にもケアプラザで行っている事業で話して頂く機会も設けました。
- 3) 個別の相談において、区役所・区社協と連携しながら、成年後見制度、日常生活自立支援事業（あんしんセンター）の普及啓発を行いました。

高齢者虐待

- 1) 虐待と疑われる事案については包括だけでなく、区とも情報共有を図り必要な策を講じました。また、相談時には介護者の体調確認や悩み等を傾聴しました。
- 2) 介護者を支える地域づくりのために「認知症サポーター養成講座」を開催しました。
又、必要に応じて「介護者の集い」や「認知症カフェ」をご案内しました。「認知症カフェ」において、鶴見区介護者のつどい「おりづる会」とも連携をしました。
- 3) 個別の相談において、介護者の悩みに寄り添い、介護負担や気分転換の機会として、インフォーマルサービス等の紹介を行いました。

認知症

- 1) 地域での認知症理解を深め、地域で支える仕組みづくりの一環として、地域のキャラバンメイトとともに、普及啓発活動を行いました。28年度は、地域住民向けに講座を3回開催しましたが、それ以外にも地域のサロンや介護施設、小学生向けに行いました。その都度、キャラバンメイト連絡会を行い、「キャラバンメイトが養成講座を開催する」意識が高まりました。
- 2) 28年度から「認知症カフェてらお集いの会」を毎月開催し、認知症サポーターを含め、認知症当事者、その家族、介護経験者等、多数の地域住民に参加頂きました。又、協力医であるクリニック寺尾の原医師や区役所に協力を頂きました。
- 3) 個別の相談において、認知症の方や介護者に対し、症状に合った適切なサービスを紹介しました。必要に応じ、モデル事業である鶴見区「認知症初期集中支援チーム」に繋げました。又、認知症の方を介護しているご家族に「認知症カフェ」をご案内し、認知症サポーターやキャラバンメイト、「おりづる会」にもご協力を頂きました。
- 4) 「頭の体操教室・だるま会」の運営を支援し、認知症予防を実践しました。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメント力

- 1) 委託事業者に対して、適宜、介護予防ケアプランおよび評価表の作成におけるアドバイスをするとともに、サービス担当者会議に可能な限り参加しました。
- 2) 定期的に（月1回程度）、包括職員でカンファレンスの機会を設け、自立支援に向けたプランの立て方やケース把握をしました。
- 3) 地域の介護支援専門員に対し、地域のインフォーマルサービスを紹介する機会を設け、総合事業への移行へ向けた流れを作りました。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

- 1) 地区民児協や寺尾地区連合会に積極的に参加し、地域の状況把握をしていくとともに、個別の相談に対応しました。民生委員と「緊急時のフローチャート」を作成する運びとなり、平成28年度に完成しました。
- 2) 老人会・自治会などの主催イベントに参加し、「認知症サポーター養成講座」「健康に関する講座」など地域の保健福祉活動の後押しとなる講座を行いました。
- 3) 保健活動推進委員の勉強会で、地域包括の役割について説明する機会があり、「地域の相談窓口」としての機能を周知することが出来ました。
- 4) 地域包括ケアシステム構築に向け、昨年度に引き続き地域ケア会議を個別・包括レベルと併せて3回開催しました。
- 5) 近隣の歯科医師や薬剤師と連携して、地域で行う事業の支援を行いました。

医療・介護の連携推進支援

「認知症カフェてらお集いの会」に協力医であるクリニック寺尾の原医師に参加頂き、介護者の話を聞いてもらう機会を設けました。

ケアマネジャー支援

- 1) 随時、処遇困難ケースに対しての相談支援を行うとともに、必要に応じて、同行訪問・ケースカンファレンス・サービス担当者会議に参加しました。
- 2) サービス担当者会議でケアマネジャーと歯科医師、民生委員の橋渡しを行いました。
- 3) 積極的にインフォーマルサービスを紹介し、ケアマネジャーに利用してもらうように促しました。
- 4) 区主任ケアマネジャー合同で、「新任・就労予定ケアマネジャー研修」を開催しました。
- 5) 区事業所連絡会「つばさねっと」の後方支援を行い、訪問看護やMSWとの連絡会を共催しました。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- 1) 地域ケア会議開催時に理学療法士の参加要請をし、専門家とのつながりができました。
- 2) 鶴見区医師会が主催している遺族の会「はなみずきの会」へ参加し、医師、臨床心理士、さやか相談室との連携を図ることができました。
- 3) つばさねっとの役員会や研修等に参加することで、業種を超えたつながりの足掛かりができました。

5 介護予防事業

介護予防事業

- 1) 元気づくりステーション「幹にこにこダンベル」がH28年4月から直営期となり、10月から自主移行期となり、自主的な活動の支援につながりました。
- 2) 地域の様々なグループとともに、介護予防連絡会をH28年8月1回開催し、横のつながりを作り、寺尾の介護予防を一緒に行えるように意識づけも行いました。
- 3) 新しい拠点づくりとして、ニューバード獅子ヶ谷で、H29年3月体力測定会や施設見学を行い、次年度のきっかけづくりを行いました。
- 4) 地域で活動する体操指導者のスキルアップのための講座に保健活動推進委員等へ参加を呼びかけ、地域での介護予防事業への取組みを行いました。
- 5) 年4回、はつらつシニア準備講座を行い、初めて夜の事業を開催し、地域の人材発掘を行いました。

6 生活支援体制整備事業

- 1) 地域交流・包括3職種と連携し、地図上に地域資源や要支援者を落とし込み、地域課題を可視化するといった新たな地域分析・情報共有を実施しました。統計などの数的な基礎情報も踏まえ、より小さな範囲で詳細な分析をすることができました。ニーズ把握では、サークル、地域行事、役員会、直接の聞き取りなどの異なる場面でのヒヤリングを実施し、多様な視点からニーズを捉えるよう努めました。
- 2) 地域でのサロンや介護予防教室にとどまらず、自治会独自の地域パトロール活動等も資源情報と捉え情報収集を行いました。
- 3) 商店もなく、バス停に行くのも急坂を登らなければならないエリアに向け、買い物をテーマとして具体的な取り組みに向けた協議体を開催しました。参加者の選定においては、地域課題に添って該当エリアの住民を自治会長に選定してもらう等、住民の声を反映し、より実態と合った話し合いの場となるよう工夫しました。又、分析結果や協議体に至るまでの経緯を詳細に説明し、参加者が共通認識をもって協議体に参加できるよう配慮しました。参加者した住民が自発的に次回開催を希望し、継続的な協議体の実施を促すことができました。
- 4) 目標・取り組み事項を設定する範囲検討するにあたり、地域支援の実態と合わせるため、地域アセスメントからの見立てを考慮し決定する工夫をしました。目標・取組事項の設定に向け、アセスメントを進める中で必要と思われる情報については、5職種間で共有・検討し、それでも不足する箇所はヒヤリングや情報収集を繰り返し行うよう努め、より重層的なアセスメントの中から目標・取り組み事項の設定をするよう努めました。又、区役所・区社協と進捗状況を踏まえた情報共有を行い、設定段階からの連携を図りました。

- 5) 買い物に困難さを感じる住民が多いという地域課題に対し、住民の住宅提供と地域作業所の協力を得た出張販売が実現しました。実現に向けた過程の中で、地域作業所との調整は区社協、地域との調整はケアプラザが実施する等、それぞれの機関の特色を生かした役割で進め、より実践的な連携を図りながら推し進めました。
- 6) 包括支援センターとの共催事業
 - ・ニューバード獅子ヶ谷見学会・大人のそば打ち教室

7 その他

- 1) 随時、寺尾地区センターおよび老人福祉センター鶴寿荘と事業協力や話合いの機会を持ち、連携した事業展開（めがね橋まつり等）しました。
- 2) 区社協と連携しながら、個別の課題から把握された地域ニーズを整理し、身近な地域での見守りのしくみづくりを進めました。
- 3) あいねっとの各グループ活動に包括職員も参加し、地域の保健福祉活動を後押ししました。地区懇談会の提案を行い、地区別計画の進捗状況と今後の展開について、地域の方との共有を行いました。
- 4) 長寿化工事において、局と区と連携しボイラー等の大型設備の修繕工事を行いました。

平成28年度 地域ケアプラザ収支報告書

施設名: 寺尾地域ケアプラザ

平成28年4月1日～平成29年3月31日
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護 ・ 第1号通所介護	生活支援体制 整備事業
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料等収入	16130	23465	151	0	0	102	0	5789
	介護保険収入	0	0	0	7736	20502	86428	4758	0
	その他	190	103	0	0	1460	226	0	4
	負担金	30	40	0	0	46	64	0	0
	寄付金収入	34	30	0	0	30	30	0	0
	事業収入	66	0	0	0	1384	35	0	4
	その他の収入	60	33	0	0	0	97	0	0
	収入合計(A)	16320	23569	151	7736	21962	86756	4758	5793
支出	人件費	8647	20710	0	0	22516	50307	0	4844
	事務費	2511	1330	0	0	61	383	0	
	事業費	465	527	74	5263	395	10207	0	116
	管理費	4026	1070	0	0	115	12308	0	
	その他	1028	89	0	0	0	906	0	0
	消費税	692	0	0	0	0	0	0	0
	修繕費	336	89	0	0	0	768	0	0
	その他 利用者負担軽減額 等	0	0	0	0	0	138	0	0
	支出合計(B)	16677	23726	74	5263	23087	74111	0	4960
	収支 (A) - (B)	-357	-157	77	2473	-1125	12645	4758	833

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。